

奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護・福祉分）等
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止等のほか、介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「福祉サービス事業所等」という。）が、感染症対策を講じつつ、継続的にサービスを提供する体制を構築するため、県内福祉サービス事業所等に対し、次条第1項の表の第2欄に掲げる実施要綱等に基づき実施する事業に要する経費の全額又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次表の第2欄に掲げる実施要綱等の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる事業等とする。

1 区分	2 実施要綱等	3 補助事業等
(1)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱 （令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知）	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）
(2)	令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 （令和5年5月8日老発0508第5号厚生労働省老健局長通知）	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
(3)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱 （令和2年6月25日障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）
(4)	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業実施要綱 （令和2年5月14日障発0514第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業

(5)	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱 （令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
(6)	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱 （令和2年6月30日障発0630第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）
(7)	令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱 （令和3年10月28日老発1028第1号厚生労働省老健局長通知）	介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業
(8)	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱 （令和3年10月29日障発1029第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業
(9)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 （令和4年9月20日閣副第916号・府地創第331号内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・内閣府事務次官通知通知）	介護サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業
(10)	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱 （令和4年9月20日閣副第916号・府地創第331号内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・内閣府事務次官通知通知）	障害福祉サービス事業所・施設における光熱費等高騰対策一時支援事業

2 補助事業の目的、補助金の交付の対象となる者、補助金の額等は、別表第1から別表第10までに掲げるとおりとする。

(事業計画の認定)

第3条 前条に規定する障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業について、次条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業に関する計画(以下「事業計画」という。)について、あらかじめ別表第4の付表に掲げる認定申請書に添付書類を添えて、知事に申請し、その認定を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1から別表第10までの付表に掲げる交付申請書に、各事業ごとの添付書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあっては、知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、審査により、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、補助金の交付を受けようとする者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項及び第4項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」

という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、別表第1から別表第6までの付表に掲げる変更申請書に各事業ごとの添付書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容の著しい変更がある場合(ただし、第2条第1項(1)、(2)、(3)及び(5)に規定する事業にあつては、第5条第1項の規定による決定を受けた額の30%以内の減額変更の場合を除く。)
- (2) 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の30%を超える変更がある場合(ただし、第2条第1項(1)、(2)、(3)及び(5)に規定する事業は除く。)

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等補助金事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、補助金概算払請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第1から別表第6までの付表に掲げる実績報告書に、各事業ごとの添付書類を添えて、当該補助事業の完了の日

から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあつては、第4条において提出する申請書等をもって実績報告とみなす。

(補助金の確定及び交付)

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、第2条第1項(2)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)に規定する事業にあつては、第5条第4項による。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第8条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税等仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに報告しなければならない。

- 2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けたものは、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（補助事業者が法人格を有する団体等（市町村を除く。）である場合には単価30万円以上）の機械、器具その他の財産とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

- 3 規則第20条本文の知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（補助事業者が法人格を有する団体等（市町村を除く。）である場合には単価30万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分を完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

- 2 第2条第1項（9）及び（10）に規定する事業に対する本要綱の規定の適用については、本要綱中「補助金」とあるのは「支援給付金」と、「補助対象事業」とあるのは「支援給付対象事業」と、「補助事業」とあるのは「支援給付事業」と、「補助事業者」とあるのは「支援給付事業者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月17日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和5年5月8日以後に支給すべき事由が生じた補助金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた補助金については、なお従前の例による。

別表第5（第2条、第4条、第7条、第11条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業
目的	障害福祉サービス施設・事業所等が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ緊密な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。 また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。
補助金の交付の対象となる者	別表第5-2に定める助成対象に該当する障害福祉サービス事業所・施設等
補助対象経費及び補助金の額	補助対象経費は、令和4年4月1日以降に、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費（※1）とし、補助金の額は、事業所・施設ごとに別表第5-2に定める基準単価（※2）と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（①）とする。（※3）①により選定された額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 （※1）別表第5-2対象経費例のとおり。 （※2）基準単価は年度単位で適用する。 （※3）特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。
補助率	10分の10

付表

手続き	関係書類等
第4条 (交付申請) 第11条 (実績報告)	<p>【申請書】 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金申請書（第5-1号様式）</p> <p>【添付書類】 (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式5-1） (2) 事業所・施設別個表（様式5-2） (3) 振込先金融機関口座確認書及び誓約書（様式5-3） (4) 所要額調書（別紙9） (5) 支出等に係る証拠書類の写し</p>

別表第5-2（第2条関係） 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価			(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業		(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	
サービス種別	助成対象		① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所 ・対象サービス：No. 1からNo. 29 ② 感染者と接触があった者に対応した施設・事業所 ・対象サービス：No. 11からNo. 25 ③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所（①、②の場合を除く） ・対象サービス：No. 12からNo. 15	④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所（※3） ・対象サービス：No. 1からNo. 10	① (1)の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所 ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所（※4） ・対象サービス：No. 1からNo. 29	
	分類	No	サービス名			
通所系	1	療養介護	1,978 千円 /事業所	1,978 千円 /事業所	989 千円 /事業所	
	2	生活介護	631 千円 /事業所	631 千円 /事業所	316 千円 /事業所	
	3	自立訓練(機能訓練)	288 千円 /事業所	288 千円 /事業所	144 千円 /事業所	
	4	自立訓練(生活訓練)	228 千円 /事業所	228 千円 /事業所	114 千円 /事業所	
	5	就労移行支援	221 千円 /事業所	221 千円 /事業所	110 千円 /事業所	
	6	就労継続支援A型	279 千円 /事業所	279 千円 /事業所	140 千円 /事業所	
	7	就労継続支援B型	294 千円 /事業所	294 千円 /事業所	147 千円 /事業所	
	8	児童発達支援	271 千円 /事業所	271 千円 /事業所	136 千円 /事業所	
	9	医療型児童発達支援	172 千円 /事業所	172 千円 /事業所	86 千円 /事業所	
	10	放課後等デイサービス	257 千円 /事業所	257 千円 /事業所	128 千円 /事業所	
短期入所	11	短期入所	146 千円 /事業所	—	73 千円 /事業所	
入所・居住系	12	施設入所支援	1,013 千円 /施設	—	506 千円 /施設	
	13	共同生活援助(介護サービス包括型)	335 千円 /事業所	—	167 千円 /事業所	
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	259 千円 /事業所	—	129 千円 /事業所	
	15	共同生活援助(外部サービス利用型)	150 千円 /事業所	—	75 千円 /事業所	
	16	福祉型障害児入所施設	985 千円 /施設	—	493 千円 /施設	
	17	医療型障害児入所施設	529 千円 /施設	—	264 千円 /施設	
訪問系	18	居宅介護	107 千円 /事業所	—	41 千円 /事業所	
	19	重度訪問介護	175 千円 /事業所	—	67 千円 /事業所	
	20	同行援護	60 千円 /事業所	—	23 千円 /事業所	
	21	行動援護	106 千円 /事業所	—	41 千円 /事業所	
	22	就労定着支援	35 千円 /事業所	—	17 千円 /事業所	
	23	自立生活援助	19 千円 /事業所	—	9 千円 /事業所	
	24	居宅訪問型児童発達支援	30 千円 /事業所	—	11 千円 /事業所	
	25	保育所等訪問支援	35 千円 /事業所	—	13 千円 /事業所	
相談系	26	計画相談支援	50 千円 /事業所	—	25 千円 /事業所	
	27	地域移行支援	36 千円 /事業所	—	18 千円 /事業所	
	28	地域定着支援	38 千円 /事業所	—	19 千円 /事業所	
	29	障害児相談支援	37 千円 /事業所	—	18 千円 /事業所	
対象経費の例（※5）			<p>○（1）①から②に該当する施設・事業所等の場合 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別表第5-3のとおり、障害者支援施設等に限り） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は感染者と接触のあった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用</p> <p>(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限り) ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>○（1）③に該当する事業所・施設等の場合 ・一定の要件に該当する自費検査費用（別表第5-3のとおり、障害者支援施設等に限り）</p>	<p>○ 居宅を訪問してサービスを提供する場合に必要な費用 ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）</p> <p>※上記費用は、代替サービス提供期間の分に限り。</p>	<p>○利用者受入や職員の応援派遣に係る費用 ・追加に必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用</p>	
助成額の算定			<p>・施設・事業所ごとに、（1）及び（2）についてそれぞれ基準単価まで助成することができる。なお、令和4年度分の取扱いについては、施設・事業所が令和4年3月31日障発0331第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）」に基づく事業を実施し助成を受けている場合は、当該助成額を基準単価から除いた金額まで助成することができる。</p> <p>・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>なお、（1）①から④及び（2）の施設・事業所のうち、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、厚生労働省に個別協議の上、必要と認める場合に限り基準単価を超えて助成することができる。</p>			

※1 対象施設・事業所については、助成の申請時点で指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

※3 「居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、利用者の居宅においてサービスを提供している場合を指す。

※4 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

※5 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について」（令和4年12月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき助成を行う。

別表第5-3（第2条関係）【別添1】

別表第5-2の対象経費に記載する経費のうち、「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれており、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクの高い者が多く入所（居）する障害者支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱うことが想定されることを踏まえて、2に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成の内容及び要件

（1）対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

（2）対象者及び要件

- ・ 感染者と同居する職員
- ・ 面会后、面会に来た家族等が感染者であることが判明した入所（居）者など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

※ 感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とならないと判断された場合であっても、本事業の対象とはならない。

3 助成の上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表第5-2の補助単価の範囲内）

4 その他

- ア 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- イ 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、障害者支援施設等の所在地の都道府県知事等に提出することとし、都道府県等においては、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断すること。